



2 都道府県知事は、前項の規定により送付された農業集落の区域の案及び経営体調査区の案に基づいて、農業集落の区域を認定するとともに、経営体調査区を設定し、その結果を調査年の前年の三月三十一日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

(農山村地域の認定及び地域調査区の設定)

第八条 地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、第十六条第六項及び第十七条第三項において同じ。）は、農山村地域調査に係る調査年の前年の二月一日現在で、農林水産大臣が定める基準及び方法により、農山村地域を認定するとともに、農山村地域調査に係る調査区（以下「地域調査区」という。）を設定しなければならない。

(調査方法)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 農山村地域調査に関する事務（以下「地域調査事務」という。）に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条に規定する統計調査員（以下「農林業センサス地域調査員」という。）を置くことができる。

第十四条 (報告義務)

第十五条 農林業経営体を代表する者は、第十六条第一項に規定する調査事項について回答しなければならない。

第十六条 市区町村長は、第十六条第二項第一号に規定する調査事項について回答しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により送付された農業集落の区域の案及び経営体調査区の案に基づいて、農業集落の区域を認定するとともに、経営体調査区を設定しなければならない。

(農山村地域の認定及び地域調査区の設定)

第八条 地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、第十六条第六項及び第十七条第三項において同じ。）は、農山村地域調査に係る調査年の前年の四月一日現在で、農林水産大臣が定める基準及び方法により、農山村地域を認定するとともに、農山村地域調査に係る調査区（以下「地域調査区」という。）を設定しなければならない。

(調査方法)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 農山村地域調査に関する事務（以下「地域調査事務」という。）に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条に規定する統計調査員（以下「農林業センサス地域調査員」という。）を置く。

第十四条 (報告義務)

第十五条 農林業経営体を代表する者は、第十六条第三項の調査票に掲げる調査事項について報告しなければならない。

(新設)

3 地域の実情に精通する者は、第六条第二項第二号及び第三号に規定する調査事項について報告を求められたときは、当該調査事項について回答しなければならない。

(電子情報処理組織による回答)

第十四条の二 前条の規定による回答は、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と回答しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うことができる。

2 前項の規定により回答をする場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一 農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能

二 農林水産省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3 第一項の規定により回答する場合は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に回答したものとみなす。

(集計及び報告)

第十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により送付された調査客体候補名簿、調査票（当該都道府県が農林業経営体である場合には、当該都道府県知事が作成した調査票を含む。）及び関係書類並びに農林水産大臣が定める資料に基づき、農林水産大臣が定める集計表及び関係書類を作成し、農林水産大臣が定める日までにこれを農林水産大臣に送付しなければならない。

3 6 (略)

7 第十一条第三項の規定により農山村地域調査に係る調査票の取集に係る事務を民間事業者に委託して行う場合において、当該民間事業者は、当該調査票を農山村地域調査に係る調査年の三月三十一日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

(新設)

(新設)

(集計及び報告)

第十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により送付された調査客体候補名簿調査票（当該都道府県が農林業経営体である場合には、当該都道府県知事が作成した調査票を含む。）及び関係書類並びに農林水産大臣が定める資料に基づき、農林水産大臣が定める集計表及び関係書類を作成し、農林水産大臣が定める日までにこれを農林水産大臣に送付しなければならない。

(新設)

3 6 (略)

(結果表の作成等)

第十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前条第六項及び第七項の規定により送付された調査票に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表を作成する。

3 (略)

(結果の公表)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の全数集計に係る全国結果表及び同条第二項の全国結果表の概要については当該調査に係る調査年の十一月三十日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、刊行物又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を

(結果表の作成等)

第十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前条第六項の規定により送付された調査票に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表を作成する。

3 (略)

(結果の公表)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の全数集計に係る全国結果表及び同条第二項の全国結果表の概要については当該調査に係る調査年の十一月三十日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、刊行物又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を

告

示

○国家公安委員会告示第五十一号

古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、及び古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)第十二条第一項の規定に基づき、行商従業者証等の様式の承認に関する規程(平成七年国家公安委員会告示第七号)の一部を次のように改正し、古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する施行の日(平成三十年十月二十四日)から施行することとしたので、告示する。

平成三十年十月二十二日

国家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(承認を受けることができる団体)</p> <p>第一条 古物営業法施行規則(次条において「規則」という。)第十二条第一項の国家公安委員会が定める団体は、一般社団法人又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一項(第三号及び第四号を除く。)に規定する中小企業団体(以下「一般社団法人等」という。)であつて、次の要件を満たすものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 その役員のうち古物営業法(昭和二十四年法律第八号。以下「法」という。)第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者その他犯罪の防止及びその被害の迅速な回復を図る上でふさわしくないと認められる者がいるものでないこと。</p> <p>〔四・五 略〕</p>	<p>(承認を受けることができる団体)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 その役員のうち古物営業法(昭和二十四年法律第八号。以下「法」という。)第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者その他犯罪の防止及びその被害の迅速な回復を図る上でふさわしくないと認められる者がいるものでないこと。</p> <p>〔四・五 同上〕</p>

いう。次条において同じ。)等に記録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

第十九条 (略)

(削る。)

いう。第十九条第一項において同じ。)等に記録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

第十九条 (略)

2 市区町村長は、第七条に規定する農林水産大臣が定める方法により作成された農業集落及び経営体調査区新旧対照表並びに市区町村分割地図を五年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(関係書類の保存に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の農林業センサス規則第十九条第二項に規定する市区町村分割地図の保存については、なお従前の例による。